

佐賀県規則第14号

佐賀県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県核燃料税条例（令和5年佐賀県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(様式)

第2条 条例及びこの規則に規定する次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
1 条例第9条に規定する申告書及び条例第10条第2項に規定する修正申告書	申告書 核燃料税価額割 (様式第1号その1) 修正申告書
	申告書 核燃料税出力割 (様式第1号その2) 修正申告書
	申告書 核燃料税核燃料物質重量割 (様式第1号その3) 修正申告書
2 条例第9条、第10条第2項及び第12条に規定する納付書	納付書 (様式第2号)
3 条例第11条に規定する更正又は決定及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の決定の通知書	更正 (決定) 核燃料税価額割 通知書 (様式第3号その1) 加算金額決定
	更正 (決定) 核燃料税出力割 通知書 (様式第3号その2) 加算金額決定
	更正 (決定) 核燃料税核燃料物質重量割 通知書 (様式第3号その3) 加算金額決定
4 第3条第1項に規定する申請書	核燃料税の申告納付期限延長の申請書 (様式第4号)
5 第3条第2項に規定する通知書	核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書 (様式第5号)

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る書類の様式は、佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の定めるところによるものとする。

（申告納付期限の延長の申請等）

第3条 核燃料税の納税義務者は、条例第6条第2項に規定する取得原価が確定しないため、条例第9条第1項の規定による申告納付の期限の延長についての佐賀県税事務所長の指定を受けようとするときは、その旨、理由等を記載した申請書を、申告納付の期限の15日前までに、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。

2 佐賀県税事務所長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、条例第9条第1項の規定により申告納付の期限を指定したときは、当該申請書を提出した者にその旨を通知書により通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（佐賀県核燃料税条例施行規則の廃止）

2 佐賀県核燃料税条例施行規則（平成31年佐賀県規則第19号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（佐賀県核燃料税条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 佐賀県核燃料税条例（平成30年佐賀県条例第37号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号その1 (第2条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>					
申告書 年 月分核燃料税価額割 修正申告書					
年 月 日 佐賀県税事務所長 様	※ 処 理 事 項	申告処理年月日 (通信日付印)	精査検算		
		. .			
	発電用原子炉設置者の所在地				
	発電用原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
	法人番号				
この申告の担当課名 及び担当者の氏名		課名 氏名 電話番号 () —			
申告区分	摘要	課税標準額	税率	税額	
申告納付額	申告額	千円	$\frac{8.5}{100}$	円	
	納付年月日	年 月 日			
修正申告納付額	修正申告納付額 (ア)		$\frac{8.5}{100}$		
	当初申告額 (イ)		$\frac{8.5}{100}$		
	差引増差額 (ア) - (イ)		/		
	増差税額納付年月日	年 月 日			
備考					

- 注 1 この申告書には、核燃料体の体数、核燃料体一体当たりの取得原価等を記載した附表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。
- 2 「年 月分」は、条例第9条第1項に規定する申告書の提出期限の属する年月を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

附表

課税標準に関する明細書

発電用原子炉設置場所		
発電用原子炉の名称		
核燃料の炉内挿入年月日		年 月 日
1	使用前検査終了年月日	
2	定期事業者検査終了年月日	
3	核燃料の装荷終了年月日	

1 挿入核燃料の内訳			
(1) 新規挿入核燃料 (課税対象分)			
ア 高燃焼度燃料			
発電所受入年月日	体数 A	取得原価 (課税標準) B	核燃料の単価 $C = B \div A$
年 月 日	体	円	円
・			
・			
・			
計			平均単価
イ MOX燃料 (混合酸化物燃料)			
発電所受入年月日	体数 A	取得原価 (課税標準) B	核燃料の単価 $C = B \div A$
年 月 日	体	円	円
・			
・			
・			
計			平均単価
ウ その他ウラン燃料			
発電所受入年月日	体数 A	取得原価 (課税標準) B	核燃料の単価 $C = B \div A$
年 月 日	体	円	円
・			
・			
・			
計			平均単価

小計 ア+イ+ウ			平均単価
(2) 再挿入核燃料 (課税済)		〈備考〉	
合計 (1) + (2)			
2 核燃料の保有状況			
(1) 未使用核燃料 (未課税分)			
発電所受入年月日	体数 A	取得原価 B	核燃料の単価 C = B ÷ A
年 月 日 ・ ・	体	円	円
・ ・			
・ ・			
計			平均単価
(2) 一部照射済核燃料 (課税済)		〈備考〉	
合計 (1) + (2)			

〈記載要領〉

- この明細書は、発電用原子炉ごとに記載し、様式第1号その1の申告書(修正申告書)に添付して提出してください。
- 「核燃料の炉内挿入年月日」は、該当する番号を○で囲み、条例第4条第2項に規定する核燃料の挿入年月日を記入してください。
- 「新規挿入核燃料」とは、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。
- 「再挿入核燃料」とは、新規挿入核燃料として既に課税された核燃料で、再び炉内に挿入されたものをいいます。
- 「核燃料の単価」は、取得原価を挿入核燃料の体数で除して算出し、その額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
- 「一部照射済核燃料」には、使用済核燃料として経理されたものは含まれません。

様式第1号その2 (第2条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		申告書 年 月分核燃料税出力割 修正申告書			
年 月 日 佐賀県税事務所長 様	※ 処 理 事 項	申告処理年月日 (通信日付印)	精査検算		
		. .			
	発電用原子炉設置者の所在地				
	発電用原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
	法人番号				
この申告の担当課名 及び担当者の氏名		課名 氏名 電話番号 () —			
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで			
申告区分	摘要		課税標準 (千kW)	税率 (円 / 千kW)	
申告納付額	申告額			59,000	
		廃止措置計画認可後分		29,500	
	計			/	
	納付年月日		年 月 日		
修正申告納付額	修正申告納付額			59,000 (ア)	
		廃止措置計画認可後分		29,500 (イ)	
	小計(ア)+(イ)			/	(ウ)
	当初申告額			59,000 (エ)	
		廃止措置計画認可後分		29,500 (オ)	
	小計(エ)+(オ)			/	(カ)
	差引増差額(ウ)-(カ)			/	/
増差税額納付年月日		年 月 日			
備考					

- 注 1 この申告書には、熱出力、課税期間の月数等を記載した附表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。
- 2 課税期間が佐賀県核燃料税条例第5条第2項各号に掲げる場合に該当するときは、上記に加え、「課税期間に関する明細書」を添付してください。
- 3 「年 月分」は、条例第9条第2項に規定する申告書の提出期限の属する年月を記入してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

付表 1

課税標準に関する明細書

発電用原子炉設置場所					
発電用原子炉の名称	熱出力 (修正熱出力) ①	課税期間の月数 (修正課税期間の月数) ②	課税標準(修正課税標準) ③ (①×②/3月)	税率④	税額(修正税額) ⑤ (③×④)
	(kW)	(月)	(kW)	(円)	(円)
合計					
納付年月日	年 月 日				
備考					

〈記載要領〉

- 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに記載し、様式第1号その2の申告書(修正申告書)に添付して提出してください。
- 2 熱出力の欄は、条例第6条第3項に規定する熱出力を記載してください。
- 3 熱出力及び課税標準の合計欄は、千kW未満の端数は切り捨ててください。
- 4 発電用原子炉ごとの熱出力が確認できる書類を添付してください。
- 5 熱出力について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合は、当該変更後の熱出力を確認することができる書類を添付してください。

付表 2

課税期間に関する明細書

発電用原子炉の名称	
廃止措置終了確認年月日	年 月 日
使用前検査終了年月日	年 月 日
廃止措置計画認可年月日	年 月 日

〈記載要領〉

- 1 この明細書は、課税期間が佐賀県核燃料税条例第5条第2項各号に掲げる場合に該当するときに、発電用原子炉ごとに記載し、様式第1号その2の申告書（修正申告書）に添付して提出してください。
- 2 「廃止措置終了確認年月日」の欄には、条例第5条第2項第1号に規定する確認を受けた日を記入してください。
- 3 「使用前検査終了年月日」の欄には、条例第4条第2項第1号に規定する使用前検査終了日を記入してください。
- 4 「廃止措置計画認可年月日」の欄には、条例第5条第2項第3号に規定する廃止措置計画の認可を受けた日を記入してください。

様式第1号その3 (第2条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">受付印</div> <div style="text-align: center;"> <p>申告書</p> <p>年分核燃料税核燃料物質重量割</p> <p>修正申告書</p> </div> </div>						
年 月 日 佐賀県税事務所長 様	※	処理	事項	申告処理年月日 (通信日付印)	精査検算	
				. .		
				発電用原子炉設置者の所在地		
				発電用原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		
				法人番号		
			この申告の担当課名及び担当者の氏名		課名 氏名 電話番号 () —	
申告区分	摘要	発電用原子炉 施設の名称	課税標準 (kg)	税率(円/kg)	税額(円)	
申告納付額	申告額			750		
				750		
				750		
				750		
	計				/	
	納付年月日	年 月 日				
修正申告納付額	修正申告額			750		
				750		
				750		
				750		
	小計				(ア)	
	当初申告額				(イ)	
	差引増差額 (ア) - (イ)				/	
	増差税額納付年月日	年 月 日				
備考						

- 注 1 この申告書には、核燃料体の体数、核燃料体一体当たりの重量等を記載した附表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。
- 2 「 年分」は、条例第9条第3項に規定する申告書の提出期限の属する年を記入してください。
- 3 「課税標準 (kg)」の欄には、課税標準に関する明細書のFの欄の数値をもとに記入してください（小数点以下は、切り捨ててください）。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

附表

課税標準に関する明細書

発電用原子炉施設設置場所	
発電用原子炉施設の名称	

	体数 (体)	原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 (g)
4月1日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料	A	B
核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過していないもの	C	D
核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過したもの	$E = A - C$	$F = B - D$
〈備考〉		

〈記載要領〉

この明細書は、発電用原子炉施設ごとに記載し、様式第1号その3の申告書(修正申告書)に添付して提出してください。

様式第2号（第2条関係）

納付書 (公) (県)										
佐賀県		口座番号			加入者					
システム	納	納番					税目			
枝番	実績			課区	処理日					
所在地 名称										
様分										
税目	核燃料税	年 月 分								
税額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	/									
3 過少申告 4 不申告	加算金	コード								
重加算金	/									
計										
納期限		年 月 日								
納付場所		佐賀県指定、指定代理及び収納代理金融機関								
管轄事務所										
上記の金額を納付します。										
領収日付印										
(金融機関用)										

領収済通知書 (公) (県)										
佐賀県		口座番号			加入者					
システム	納	納番					税目			
枝番	実績			課区	処理日					
所在地 名称										
様分										
税目	核燃料税	年 月 分								
税額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	/									
3 過少申告 4 不申告	加算金	コード								
重加算金	/									
計										
納期限		年 月 日								
管轄事務所										
上記のとおり領収しましたので通知します。										
佐賀県会計管理者 様										
領収日付印										
(県用)										

領収証書 (公) (県)										
佐賀県		口座番号			加入者					
システム	納	納番					税目			
枝番	実績			課区	処理日					
所在地 名称										
様										
税目	核燃料税	年 月 分								
税額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	/									
3 過少申告 4 不申告	加算金	コード								
重加算金	/									
計										
納期限		年 月 日								
管轄事務所										
上記の金額を領収しました。										
領収日付印										
(納税者用)										

様式第3号その1 (第2条関係)

年	月	日	更正 (決定)	通知書	加算金額決定
納税者 所在地 名称 様			佐賀県税事務所長 税額を更正 (決定) 次のとおり核燃料税 したので通知します。 加算金額を決定		
第 年			月		
日			号		
この通知に基づく不足税額及び加算金額を納期限までに納付書によって納付してください。					
申告書提出期限	年	月	日	申告書提出年月日	年
区分	課税標準額 (千円)		税率	税額 (円)	
更正 (決定) 額 (ア)			8.5 — 100		
既に納付の確定した額 (イ)			8.5 — 100		
差引税額(ア) - (イ) (ウ)	/		/		
区分	基礎となる額 (円)		乗ずる率	加算金額 (円)	
過少申告加算金額 (エ)			— 100		
不申告加算金額 (オ)			— 100		
重加算金額 (カ)			— 100		
合計 (エ) + (オ) + (カ) (キ)	/		/		
納期限	年	月	日	納付すべき税額等の 合計額 (ウ) + (キ)	円
1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納付してください。					
2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。					

3 この更正又は決定についての取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号その2 (第2条関係)

年 月 日		更正 (決定) 通知書 加算金額決定	
納税者 所在地 名称	様	佐賀県税事務所長	第 年 月 日
<p style="text-align: center;">税額を更正 (決定) 次のおり核燃料税の 加算金額を決定 したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">この通知に基づく不足税額及び加算金額を納期限までに納付書によって納付してください。</p>			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区分	課税標準 (千kW)	税率 (円/千kW)	税額 (円)
更正 (決定) 額		59,000	
	廃止措置計画 認可後分	29,500	
小計		/	(ア)
既に納付の 確定した額		59,000	
	廃止措置計画 認可後分	29,500	
小計		/	(イ)
差引税額(ア) - (イ) (ウ)			
区分	基礎となる額 (円)	乗ずる率	加算金額 (円)
過少申告加算金額 (エ)		100	
不申告加算金額 (オ)		100	
重加算金額 (カ)		100	
合計 (エ) + (オ) + (カ) (キ)		/	
納期限	年 月 日	納付すべき税額等の 合計額 (ウ) + (キ)	円
<p>1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納付してください。</p>			

- 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- 3 この更正又は決定についての取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号その3 (第2条関係)

更正 (決定) 年分核燃料税核燃料物質重量割 通知書 加算金額決定			
納税者 所在地 名称 様 佐賀県税事務所長 税額を更正 (決定) 次のとおり核燃料税 したので通知します。 加算金額を決定 この通知に基づく不足税額及び加算金額を納期限までに納付書によって納付してください。	第 年 月 日		
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区分	課税標準 (kg)	税率(円/kg)	税額 (円)
更正 (決定) 額 (ア)		750	
既に納付の確定した額 (イ)		750	
差引税額(ア) - (イ) (ウ)	/	/	
区分	基礎となる額 (円)	乗ずる率	加算金額 (円)
過少申告加算金額 (エ)		$\frac{1}{100}$	
不申告加算金額 (オ)		$\frac{1}{100}$	
重加算金額 (カ)		$\frac{1}{100}$	
合計 (エ) + (オ) + (カ) (キ)	/	/	
納期限	年 月 日	納付すべき税額等の 合計額 (ウ) + (キ)	円
1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納付してください。			
2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。			
3 この更正又は決定についての取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以			

内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号（第2条関係）

核燃料税の申告納付期限延長の申請書

<div style="text-align: center;"> 受付印 年 月 日 佐賀県税事務所長 様 </div>		※ 処 理 事 項	発行年月日	整理番号					
			通信日付印						
			確認印						
所在地	〒 電話番号								
法人名									
代表者の氏名									
法人番号									
経理責任者の氏名									
<p>下記のとおり申告納付期限延長の指定を受けたいので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。</p>									
発電用原子炉の名称									
使用前検査、定期事業者検査又は核燃料の装荷の終了年月日	年 月 日								
申告納付期限	年 月 日								
延長の指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日								
申告納付期限の延長を必要とする理由									

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第2条関係）

	第	号
	年	月
		日
核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書		
納税義務者 所在地 名称 様		
佐賀県税事務所長		
年 月 日付で申請のあった 年 月分の核燃料税の 申告納付期限の延長について、佐賀県核燃料税条例第9条の規定により下記のとおり 指定したので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第2項の規定により通知しま す。		
記		
発 電 用 原 子 炉 の 名 称		使用前検査、定期事業者 検査又は核燃料の装荷の 終了年月日
核燃料税申告納付期限の指定日		年 月 日